

# 三五グループ人権方針

私たち三五グループは、企業活動を通じ、社会・地球の調和のとれた持続可能な発展に貢献したいと考えています。そのためには、三五グループの全ての活動が人権を尊重するものでなければならないと認識しています。この度、その考え方を「三五グループ人権方針(以下、本方針)」として明文化いたしました。

本方針は、三五グループがグローバルに事業を展開するにあたって、私たち一人ひとりが守るべきものであり、三五グループにおける人権に関する最上位の方針として位置づけます。

## 1. 基本方針

三五グループは、国連「国際人権章典」や国際労働機関(ILO)「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」などの国際規範を支持、尊重するとともに、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を実行の枠組みとしてとらえ、事業活動を行うそれぞれの国や地域の法令を遵守します。国際規範と当該国の法規制とが、一致しない場合には、より高い基準に従い、相反する場合には、国際的な人権規範を尊重する方法を追求します。

## 2. 適用範囲

本方針は、三五グループの全ての役員・従業員に適用します。また、サプライヤーを含む全てのビジネスパートナーの皆様にも本方針を理解し、支持していただくことを求めます。

## 3. 人権尊重の責任

三五グループの事業活動が社会に負の影響を及ぼす可能性があることを認識しています。三五グループは、自らの事業活動で影響を受ける人々の人権を侵害しないことに努め、また人権への負の影響が生じた場合は、是正に向けて適切な対応を取ります。

<重点テーマ>

三五グループは、下記項目を人権尊重における重点テーマとして位置づけます。

- 強制労働
- 児童労働
- 外国人労働者への不当な扱い
- ハラスメント
- 差別、多様性

#### 4. 人権リスクの把握・評価・防止・救済

三五グループは、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響を特定し、その未然防止と軽減を図るよう努めます。また、三五グループの事業活動が人権に対する負の影響を直接的に引き起こした、または取引先などを通じて間接的に負の影響を引き起こした、或いは、助長したことが明らかになった場合、対話と適切な手続きを通じてその救済と再発防止に取り組めます。

#### 5. 教育・啓発活動

三五グループは、本方針が社内外に浸透するよう、全ての役員・従業員に対して適切な教育・啓発活動を行い、人権への悪影響の軽減、予防に努めます。また本方針を関連する方針、ガイドラインや業務手続きに反映します。

#### 6. ステークホルダーとの対話・協議

三五グループは、本方針を実行する過程で、ステークホルダーとの対話・協議を真摯に行います。

#### 7. 進捗確認と情報開示

三五グループは、本方針の遵守状況をモニタリングし、必要に応じて改善していきます。また人権に関する取り組み状況を三五グループのウェブサイトなどで開示します。

以上、本方針は株式会社三五の取締役会において承認され、代表取締役社長により署名されています。

制定：2023年7月28日

株式会社三五

代表取締役社長

亘川 敬史